

カトリック小山教会 小教区評議会規約

《 前文 》

カトリック小山教会小教区評議会規約は、カトリック小山教会がカトリック京都司教区の教区長(司教)の意向を踏まえて、本小教区が所属するブロックの一員として、他小教区と協力し、共通目標に向けて活動できるように、また本小教区の運営においても柔軟に対応できるようにすることを目的とする。

そして、カトリック教会本来の使命である福音的生活と福音宣教促進に資するために、以下のカトリック小山教会小教区評議会規約を定める。

I. 本小教区にカトリック小山教会小教区評議会(以下、評議会と記す)を設置する。

また、活動部会として、財務部、典礼部、広報部、教育部、活動部、施設管理部を設置する。また、各部間の意思疎通及び協力体制を維持するため、役員会、サポート・ミーティングを行う。

II. 評議会の主宰者、招集、その構成、任期及びその役務。

イ) 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

ロ) 評議会はブロック担当司祭団が招集する。

ハ) 評議会は、役員と各部の代表者により構成される。必要に応じて、ブロック担当司祭団の要請に基づき、オブザーバーの意見を求めることも出来る。

ニ) 評議員の任期は、原則1年。再任可。

ホ) 評議会の審議事項

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針(長期、短期)の作成。
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- ③ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- ④ 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変。
- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更。
- ⑥ その他の重要事項。

教会全体の協力を必要とする大きな行事の開催は、いずれかの活動部が主催するのではなく、その都度、評議会で適切な実行グループを臨

時に立ち上げ運営できるようにする。

また、ブロック会議への議案および、ブロック会議から要請された議案についても審議決定する。

へ) 評議会の決定事項は、ブロック担当司祭団の承認により、有効となる。

ト) 評議会は、原則、月1回、定期的に行う。

Ⅲ. 各部の構成

イ) 財務部：教会の財務担当者：1名（評議委員兼任）

財務担当者を補佐する者：若干名。

財務担当者および財務担当者を補佐する者の任期は、1年。

再任可。

部員は司祭団の指名による。

ロ) 典礼部：構成と任期

○ 典礼担当1名（評議委員兼任）

○ 各週の典礼を分担するグループの典礼補佐2～4名。

○ 各信徒は、典礼担当週グループに出来るだけ参加・協力する。

○ 典礼担当および典礼補佐の任期は、共に1年。再任可。

ハ) 広報部：構成と任期

○ 広報担当1名（評議委員兼任）

○ 広報各部所の担当者各1名。協力者若干名。

○ 広報および各部所担当者の任期は、1年。再任可。

ニ) 教育部：構成と任期

○ 子供の教育担当者：1名（評議委員兼任）

○ 子供の教育部担当者の任期は、1年。再任可。

グループで話し合い、支え合いながら、適宜交代。

○ 成人の教育は、担当司祭と任意の勉強会を開催する。

ホ) 施設管理部：構成と任期

○ 管理部担当：1名（評議委員兼任）

○ 管理部担当者の任期は、1年。再任可。

○ 教会事務・司祭の補佐：1名。

○ 教会事務・司祭の補佐の任期は、1年。再任可。

へ) 活動部：活動部は、本小教区に在籍する信徒の有志の活動グループからなる。多くの活動部に分かれているため、活動部すべてを統括する代表者は置かない。活動部のなかの1名が、評議委員として、評議

会議に出席する。

各活動グループは、本小教区に在籍する任意の参加者で、話し合い、教会の多数の協力を必要とするときは、サポート・ミーティングに、議題を提出し、重要度に応じて、評議会に審議を依頼する。

IV. 役員会

- 役員会は、ブロック担当司祭団が主宰し、適宜開催する。
- 役員会は、役員 3 名により構成される。
- 役員の任期は、原則 1 年とする。再任は可。
- 役員は、評議会の運営がスムーズに行われるようはからう。また、急を要する問題が発生した場合は、ブロック担当司祭団と協議の上、速やかに問題の解決を図る。
- 任命された役員 3 名の内、2 名をブロック会議の委員（以下、ブロック委員と記す）として任命する。
- ブロック委員の任期は、1 年毎に 1 名交代。事情により再任可。

V. 各部の役割と会議の開催

- イ) 各部は、評議員と協力しながら、各部の活動を行う。
開催は、それぞれの部の担当者が適宜行う。また意見や提案は、評議会に報告又は提出する。

- ハ) サポート・ミーティングは、評議会で決定したこと、あるいは各部会で協議した事柄につき、多くの信徒に具体的な分担・協力をしてもらうため、詳細な詰めを行うことを目的とする。開催の要請は、役員が行う。
サポート・ミーティングは、月 1 回程度、適宜開催する。

- ホ) 小教区総会
総会は、司祭団の招集により年一回開催し、各部の一年間の状況報告、活動や、現況を報告する。
開催時期は、評議会で決定する。

VI. 次期評議員選出の手続き：

- ① 選挙権、被選挙権ともカトリック小山教会に所属する信徒で、満 20 才以上の者とする。

- ② 特別サポート・ミーティングを開き、次期評議員への立候補者および被推薦者をまとめ、評議会に提出する。
- ③ 評議会で審議の上、次期評議員の名簿をブロック担当司祭団に提出する。
次期役員及び次期ブロック委員は、次期評議会に於いて協議し、推薦者を司祭団に提出し、任命を受ける。
- ④ ブロック担当司祭団は、その被推薦者名簿を尊重しながら、任命する。

VII. 各部の業務詳細については、別途「規定」を定め、公示する。

VIII. 会計監査を司祭団の指名により複数名置く。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付則 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

署名：+ ハウロ 大塚 喜直

